

厚生労働省山口労働局発表
平成29年10月19日(木)

担 当	厚生労働省山口労働局
	雇用環境・均等室
	室長補佐 山本 幸司
	指導係長 鈴木 愛
	(電話) 083-995-0390

報道関係者各位

建設業で2回の認定は県内初!!

子育てサポート企業として、宇部工業(株)を認定!

～10月26日(木)に認定通知書交付式を行います～

山口労働局(局長 かねざしよしゆき 金刺義行)は、次世代育成支援対策推進法に基づく「子育てサポート企業」として、**宇部工業株式会社**を認定(通称:くるみん認定)しました。

山口労働局管内の認定企業は、今回の宇部工業株式会社を含め合計18社、うち5社が2回以上認定を受けています。

当局では、多くの企業で従業員の子育て支援のための取組が行われ、「子育てサポート企業」を目指していただけるよう、山口労働局長による認定通知書交付式を行い、認定企業の取組を紹介します。

【認定通知書交付式】

日時 平成29年10月26日(木) 11時～

会場 山口労働局 局長室
(山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館6階)

認定企業 宇部工業株式会社

※認定通知書交付の後、認定企業と山口労働局長の意見交換会を開催します。

撮影や個別取材も可能です。ぜひ、取材をお願いします。



認定マーク「くるみん」
(認定2回)

〈添付資料〉

資料1 認定企業の取組概要

資料2 くるみん認定とは

資料3 山口労働局管内の次世代育成支援対策取組状況(認定及び届出状況)

宇部工業株式会社

所在地：宇部市

事業内容：建設業

労働者数：196人（男性182人、女性14人）



1 一般事業主行動計画の期間

平成26年4月1日～平成29年3月31日までの3年間

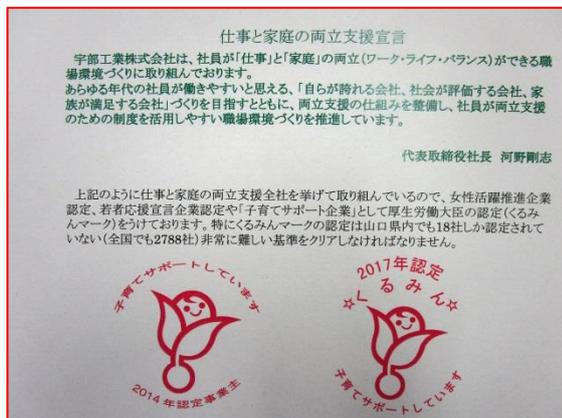
2 行動計画の目標

- ・年次有給休暇の取得率（10月～9月での1年間）を50%以上にする。
- ・男性の育児休業取得を促す。

3 取組結果、制度利用状況、育児のための各種制度の整備状況

- ・年次有給休暇の取得率が40%→51.5%へ大きくジャンプアップ!!
- ・社内掲示板に育児休業等に関する情報を掲示し、社員に周知した。
- ・女性の育児休業取得率100%（2名取得）
- ・子の看護休暇制度を取得した男性2名
- ・子の看護休暇は、有給扱い、時間単位で利用できる。
- ・育児のための短時間勤務制度や所定外労働の免除制度を、子が小学校入学前まで利用できる。

〇くるみんマーク、こんなふうに活用しています！



受付年月日 平成29年8月1日		紹介期限日
求人票 (フルタイム)		
1 求人事業所名	3 労働条件	
事業所名 宇部工業株式会社	a 十	
〒759-0295 山口県宇部市大字妻崎開作874番地1	a 基本給 (月)	
ホームページ [http://www.ubekogyo.co.jp]	b 定額的に支払	
Eメール [soumu@ubekogyo.co.jp]	手当	
事業所所在地に同じ 転勤の可能性なし	手当	
	手当	
	日給	

新卒採用の会社説明会で、認定マークを掲載しアピール!!

くるみんマークつき!! ハローワーク求人票

〇認定企業にインタビュー

《事業主の声》

くるみんマークの認定取得は大変難しいのですが、再度の認定取得となり大変光栄なことと喜んでいきます。これも「自らが誇れる会社、社会が評価する会社、家族が満足する会社づくりを目指そう」という企業理念を会社と従業員が一丸となり体現してくれたおかげであると考えています。

《育児を取得した女性社員の声/鉄工部 岩本さん》

スムーズに育児を取らせていただき、さらに仕事に復帰するときも職場の方が温かく迎えてくれました。仕事復帰後も周囲の理解があり、サポートしてもらえますのでいつも感謝しています。

《子の看護休暇を取得した男性社員の声/生産部 中田さん》

子供の突然の病気のとき等に、年次有給休暇以外で休暇を取得することができ、とても助かっています。

■くるみん認定とは

くるみんとは、次世代育成支援対策推進法に基づき、**仕事と子育ての両立を支援する会社**として厚生労働大臣（労働局長へ委任）の認定を受けた企業のマークです。

○くるみんを取得するには？ ⇒ 以下の10の認定基準を満たす必要があります。

- 1 行動計画策定指針に照らし、適切な一般事業主行動計画を策定し、労働局へ届け出ている。
- 2 行動計画の計画期間が2～5年である。
- 3 行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成している。
- 4 行動計画を公表し、労働者への周知を行っている。
- 5 計画期間内に、男性の育児休業等取得者がいる。次の①または②を満たす。
 - ① 育児休業等取得率が7%以上
 - ② 育児休業等取得者の割合 + 企業独自の育児休暇制度利用者の割合
= 15%以上かつ育児休業等取得者1人以上

【300人以下企業の特例あり】 計画期間内に、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たします。

- ① 子の看護休暇を取得した男性労働者がいること（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）。
- ② 中学校卒業前の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。
- ③ 計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、男性の育児休業者取得率が7%以上であること。
- ④ 計画期間において、小学校入学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前の子または小学校入学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること。など

- 6 計画期間内に、女性の育児休業等取得率が75%以上である（300人以下企業の特例あり）。
- 7 3歳から小学校入学前までの子を対象とした勤務時間の短縮等措置を講じている。
- 8 長時間労働が恒常化していない。次の①・②いずれも満たす。
 - ① 法定時間外・法定休日労働時間の平均が毎月45時間未満
 - ② 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者なし
- 9 所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進等について、成果に関する具体的な目標を定めて実施している。
- 10 関係法令に違反する重大な事実がない。

○くるみん取得のメリット

- ✓ **認定マークを商品・広告・求人広告などに付け、子育てサポート企業であることをアピールできます。**
- ✓ **人材の確保等ができます。**
 - ・優秀な労働者の採用増、定着率UP
 - ・出産・育児を理由とする離職の減少、労働生産性の向上
 - ・企業イメージの向上 など
- ✓ **認定を受けた企業には、税制上の優遇措置や、公共調達の加点評価を受けることができます。**



※星の数は、これまで認定を受けた回数を表します。

山口労働局管内の次世代育成支援対策取組状況

山口労働局雇用環境・均等室

1 認定企業名一覧

平成 29 年 9 月末現在

	企業名	認定年	所在地
1	株式会社西京銀行	2007,2010,2015	周南市
2	医療法人茜会	2008	下関市
3	シルトロニック・ジャパン株式会社	2009	光市
4	医療法人愛の会	2010,2014	下関市
5	株式会社ライブス	2012	周南市
6	医療法人協愛会阿知須共立病院	2012,2013,2015	山口市
7	株式会社トクヤマ	2012	周南市
8	株式会社中冷	2013	下関市
9	医療法人社団青藍会	2013	山口市
10	医療法人岩国病院	2013	岩国市
11	宇部興産株式会社	2013,2015	宇部市
12	社会福祉法人朋愛会	2013	下関市
13	宇部工業株式会社	2014,2017	宇部市
14	社会福祉法人青藍会	2014	山口市
15	山口スバル株式会社	2015	山口市
16	国立大学法人山口大学	2015	山口市
17	有限会社とーか	2015	周南市
18	東ソー株式会社	2016	周南市

〈参考〉全国の認定企業数 2,810社

2 一般事業主行動計画策定届の届出状況(平成 29 年 9 月末現在)

(1)規模計

届出企業 1,068社 〈参考〉全国の届出企業数 73,436社

(2)101人以上企業

届出企業 506社 〈参考〉全国の101人以上企業の届出数 46,392社

(3)100人以下企業

届出企業 562社 〈参考〉全国の100人以下企業の届出数 27,044社

※次世代育成支援対策推進法に基づき、労働者数101人以上の企業は、一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届出を行う義務があります。

労働者数100人以下の企業は、努力義務です。